令和８年第 10 回　鞍手町農業委員会総会議事録

注１：発言の内容についてはその要旨を記載しています。
注２：この公開用議事録は、個人情報に関すると思われる部分については●表記としています。

■開催日時
令和８年 10 月９日（金）午後１時 30 分から

■開催場所
鞍手町役場　大会議室

■出席委員　　11 名（☑は出席委員）
欠席委員　　２名（☐は欠席委員）

☑① 栗田　美和	☑② 安永　洋一	☑③ 幸田　剛	☑④ 筒井　浩一
☐⑤ 遠藤　幸男	☑⑥ 深草　雄介	☑⑦ 島仲　繁雄	☑⑧ 古野　久和
☑⑨ 田中　勉	☐⑩ 香月　宏一	☑⑪ 白石　信幸	☑⑫ 浦部　篤
☑⑬ 会長　小長光　隆			

■農業委員会事務局
局長　大村　俊夫
次長　岩﨑　一宜

■議案目次

議案第 23 号	農用地利用集積等促進計画（所有権移転）	２件
議案第 24 号	農用地利用集積等促進計画（利用権設定）	23 件
報告	農地法第３条の３の規定による届出書	３件
報告	農地法第 18 条第６項の規定による通知書（賃貸借の合意解約）	１件

■会議の概要

会　長　　定刻になりましたので、ただ今より、令和８年第 10 回鞍手町農業委員会総会を開催いたします。

本日の出席委員は 11 名で、会議は成立いたします。

本日の議事録署名委員は６番の深草雄介委員と８番の古野久和委員の２名を指名いたします。

議案は事前配布をしております。事務局長より議案の朗読及びその他の報告をいたします。

局　長　　それでは議案の朗読をさせていただきます。（議案第 23 号から第 24 号の朗読）

以上が本日の議案であります。

続きまして報告事項として、まず 28 ページから 30 ページの左側のとおり、農地法第３条の３の規定による届出書が３件提出されています。次に 30 ページ右側のとおり、農地法第 18 条第６項の規定による通知書（賃貸借の合意解約）が１件提出されています。

続きまして来月の日程ですが、第一分科会による事前審査を令和８年 11 月９日、月曜日、午後１時 30 分から、農業委員会総会を令和８年 11 月 10 日、火曜日、午後１時 30 分からそれぞれ予定しています。

以上でございます。

会　長　　それでは議案審議に移ります。

～　各議案の議事録は別紙　～

会　長　　本日の議案審議は終了しましたので、その他に移ります。

何かご意見等はありませんでしょうか。

無いようですので、これをもちまして農業委員会総会を閉会します。お疲れ様でした。

議事録署名委員　　深草　雄介

古野　久和

<table>
<tr><td>会議名</td><td colspan="4">令和８年第 10 回鞍手町農業委員会総会</td><td>日程</td><td colspan="2">令和８年 10 月９日</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td colspan="3"></td><td>場所</td><td colspan="2">鞍手町役場　大会議室</td></tr>
<tr><td rowspan="6">☑出席
□欠席</td><td>1</td><td>☑ 栗田　美和</td><td>2</td><td>☑ 安永　洋一</td><td>3</td><td>☑ 幸田　剛</td></tr>
<tr><td>4</td><td>☑ 筒井　浩一</td><td>5</td><td>□ 遠藤　幸男</td><td>6</td><td>☑ 深草　雄介</td></tr>
<tr><td>7</td><td>☑ 島仲　繁雄</td><td>8</td><td>☑ 古野　久和</td><td>9</td><td>☑ 田中　勉</td></tr>
<tr><td>10</td><td>□ 香月　宏一</td><td>11</td><td>☑ 白石　信幸</td><td>12</td><td>☑ 浦部　篤</td></tr>
<tr><td>会長</td><td>☑ 小長光　隆</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="7"></td></tr>
<tr><td>会　長</td><td colspan="6">議案第 23 号、農用地利用集積等促進計画（所有権移転）について２件を議題としますが、議事参与の制限により●●●●委員は退席をお願いします。</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="6">（●●●●委員　退室）</td></tr>
<tr><td>会　長</td><td colspan="6">事務局より議案の説明をします。</td></tr>
<tr><td>事務局長</td><td colspan="6">議案第 23 号、農用地利用集積等促進計画（所有権移転）について２件。
農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第３項に基づき、農業委員会の意見を求められているものです。
議案書の１ページから２ページに各筆明細を記載しております。
１件目、譲受人、福岡県農業振興推進機構。譲渡人、●●●●。申請農地は大字新延●●●●番●、外●筆。登記、現況地目は田。合計面積 3,671 ㎡。
２件目、譲受人、●●●●。譲渡人、福岡県農業振興推進機構。申請農地は大字新延●●●●番●、外●筆。登記、現況地目は田。合計面積 3,671 ㎡。先ほど説明した１ページ記載の農地を所有権移転するものです。
いずれも、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第５項第２号の要件を満たしていると考えられます。
以上で説明を終わります。</td></tr>
<tr><td>会　長</td><td colspan="6">本案については、第一分科会にて事前審査をしておりますので、第一分科会長の審査報告を求めます。第一分科会長、幸田剛君。</td></tr>
<tr><td>分科会長</td><td colspan="6">はい。議案第 23 号、農用地利用集積等促進計画（所有権移転）について２件。上記の議案について、10 月８日に第一分科会を開催し、審査の結果、特に問題無しとすることに決定しました。
以上、報告します。令和８年 10 月９日、第一分科会長、幸田剛。</td></tr>
<tr><td>会　長</td><td colspan="6">ただ今、第一分科会から審査報告がありましたが、質疑、質問等はございませんか。</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="6">（質疑・質問なし）</td></tr>
<tr><td>会　長</td><td colspan="6">質疑、質問は無いようですが、意見等はありませんか。</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="6">（意見なし）</td></tr>
<tr><td>会　長</td><td colspan="6">意見も無いようですので、第一分科会の報告は承認であります。これにご異議ありませんか。</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="6">（「異議無し」の声あり）</td></tr>
<tr><td>会　長</td><td colspan="6">ご異議が無いようですので、議案第 23 号は第二分科会の報告のとおり、町長へ回答することに決定しました。</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="6">（●●●●委員　入室）</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td>会議名</td><td colspan="4">令和８年第 10 回鞍手町農業委員会総会</td><td>日程</td><td colspan="2">令和８年 10 月９日</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="4"></td><td>場所</td><td colspan="2">鞍手町役場　大会議室</td></tr>
<tr><td rowspan="6">☑出席
□欠席</td><td>1</td><td>☑ 栗田　美和</td><td>2</td><td>☑ 安永　洋一</td><td>3</td><td>☑ 幸田　剛</td></tr>
<tr><td>4</td><td>☑ 筒井　浩一</td><td>5</td><td>□ 遠藤　幸男</td><td>6</td><td>☑ 深草　雄介</td></tr>
<tr><td>7</td><td>☑ 島仲　繁雄</td><td>8</td><td>☑ 古野　久和</td><td>9</td><td>☑ 田中　勉</td></tr>
<tr><td>10</td><td>□ 香月　宏一</td><td>11</td><td>☑ 白石　信幸</td><td>12</td><td>☑ 浦部　篤</td></tr>
<tr><td>会長</td><td>☑ 小長光　隆</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="7"></td></tr>
<tr><td>会　長</td><td colspan="6">議案第 24 号、農用地利用集積等促進計画（利用権設定）について 23 件を議題としますが、議事参与の制限により●●●●委員は退席をお願いします。</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="6">（●●●●委員　退室）</td></tr>
<tr><td>会　長</td><td colspan="6">事務局より議案の説明をします。</td></tr>
<tr><td>事務局長</td><td colspan="6">議案第 24 号、農用地利用集積等促進計画（利用権設定）について 23 件。
農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第３項に基づき、農業委員会の意見を求められているものです。
議案書の４ページから 27 ページに各筆明細を記載しております。
１件目。利用権の設定をする者、●●●●。利用権の設定を受ける者、●●●●。
申請農地は大字上木月●●●番、外●筆。現況地目は田。合計面積 2,536 ㎡。
２件目。利用権の設定をする者、●●●●。利用権の設定を受ける者、●●●●。
申請農地は大字中山●●●番●、外●筆。現況地目は畑、及び田。合計面積 3,068 ㎡。
３件目。利用権の設定をする者、●●●●。利用権の設定を受ける者、●●●●。
申請農地は大字中山●●●番●、外●筆。現況地目は田。合計面積 3,598 ㎡。
４件目。利用権の設定をする者、●●●●。利用権の設定を受ける者、●●●●。
申請農地は大字中山●●●番●、外●筆。現況地目は田。合計面積 1,551 ㎡。
５件目。利用権の設定をする者、●●●●。利用権の設定を受ける者、●●●●。
申請農地は大字新北●●●●番●。現況地目は田。面積 2,214 ㎡。
６件目。利用権の設定をする者、●●●●。利用権の設定を受ける者、●●●●。
申請農地は大字小牧●●●番、外●筆。現況地目は畑、及び田。合計面積 7,513 ㎡。
７件目。利用権の設定をする者、●●●●。利用権の設定を受ける者、●●●●。
申請農地は大字小牧●●●番●、外●筆。現況地目は田。合計面積 969 ㎡。
８件目。利用権の設定をする者、●●●●。利用権の設定を受ける者、●●●●。
申請農地は大字小牧●●●番●、外●筆。現況地目は田。合計面積 2,080 ㎡。
９件目。利用権の設定をする者、●●●●。利用権の設定を受ける者、●●●●。
申請農地は大字小牧●●●番●、外●筆。現況地目は田。合計面積 5,649 ㎡。
10 件目。利用権の設定をする者、●●●●。利用権の設定を受ける者、●●●●。
申請農地は大字小牧●●●番、外●筆。現況地目は田。合計面積 3,981 ㎡。
11 件目。利用権の設定をする者、●●●●。利用権の設定を受ける者、●●●●。
申請農地は大字小牧●●●番。現況地目は田。面積 1,201 ㎡。
12 件目。利用権の設定をする者、●●●●。利用権の設定を受ける者、●●●●。</td></tr>
</table>

	申請農地は大字中山●●●●番、外●筆。現況地目は田。合計面積 8,563 ㎡。 13 件目。利用権の設定をする者、●●●●。利用権の設定を受ける者、●●●●。 申請農地は大字小牧●●●番、外●筆。現況地目は田。合計面積 2,488 ㎡。 14 件目。利用権の設定をする者、●●●●。利用権の設定を受ける者、●●●●。 申請農地は大字中山●●●●番●。現況地目は田。面積 978 ㎡。 15 件目。利用権の設定をする者、●●●●。利用権の設定を受ける者、●●●●。 申請農地は大字新北●●●●番。現況地目は田。面積 1,660 ㎡。 16 件目。利用権の設定をする者、●●●●。利用権の設定を受ける者、●●●●。 申請農地は大字中山●●●●番●。現況地目は田。面積 655 ㎡。 17 件目。利用権の設定をする者、●●●●。利用権の設定を受ける者、●●●●。 申請農地は大字猪倉●●●番●、外●筆。現況地目は田。合計面積 9,175 ㎡。 18 件目。利用権の設定をする者、●●●●。利用権の設定を受ける者、●●●●。 申請農地は大字中山●●●●番●、外●筆。現況地目は田。合計面積 1,325 ㎡。 19 件目。利用権の設定をする者、●●●●。利用権の設定を受ける者、●●●●。 申請農地は大字八尋●●●番●、外●筆。現況地目は田。合計面積 4,727 ㎡。 20 件目。利用権の設定をする者、●●●●。利用権の設定を受ける者、●●●●。 申請農地は大字長谷●●●番●、外●筆。現況地目は田。合計面積 6,806 ㎡。 21 件目。利用権の設定をする者、●●●●。利用権の設定を受ける者、●●●●。 申請農地は大字八尋●●●番●、外●筆。現況地目は田。合計面積 2,445 ㎡。 22 件目。利用権の設定をする者、●●●●。利用権の設定を受ける者、●●●●。 申請農地は大字八尋●●●番、外●筆。現況地目は田。合計面積 10,179 ㎡、 23 件目。利用権の設定をする者、●●●●。利用権の設定を受ける者、●●●●。 申請農地は大字八尋●●●番●、外●筆。現況地目は田。合計面積 6,045 ㎡。 いずれも、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第５項第２号の要件を満たしていると考えられます。 以上で説明を終わります。
会　長	本案については、第一分科会にて事前審査をしておりますので、第一分科会長の審査報告を求めます。第一分科会長、幸田剛君。
分科会長	はい。議案第 24 号、農用地利用集積等促進計画（利用権設定）について 23 件。上記の議案について、10 月８日に第一分科会を開催し、審査の結果、特に問題無しとすることに決定しました。 以上、報告します。令和８年 10 月９日、第一分科会長、幸田剛。
会　長	ただ今、第一分科会から審査報告がありましたが、質疑、質問等はございませんか。
	（質疑・質問なし）
会　長	質疑、質問は無いようですが、意見等はありませんか。
	（意見なし）
会　長	意見も無いようですので、第一分科会の報告は承認であります。これにご異議ありませんか。
	（「異議無し」の声あり）
会　長	ご異議が無いようですので、議案第 24 号は第一分科会の報告のとおり、町長へ回

	答することに決定しました。
	（●●●●委員　入室）